

京都市告示第 139 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 17 年 3 月 18 日付けで認可した神明区の代表者変更の届出、平成 18 年 3 月 1 日付けで認可した紫野西徳大寺町南部町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出並びに平成 14 年 5 月 24 日付けで認可した大江町町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 27 年 5 月 7 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
紫野西徳大寺町南部町内会	京都市北区紫野徳大寺町 67 番地の 43	京都市北区紫野徳大寺町 67 番地の 74
大江町町内会	京都市下京区東洞院通松原下ル大江町 550 番	京都市下京区東洞院通松原下る大江町 538 番地の 4

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
神明区	小野 隆司	田中 尚樹
紫野西徳大寺町南部町内会	島村 安一	山岸 良章
大江町町内会	山岸 裕明	伊藤 夫

3 代表者の住所

	変更前	変更後
神明区	京都市右京区京北周山町西丁田 8 番地の 5	京都市右京区京北周山町上代 17 番地

紫野西徳大寺町南部町内会	京都市北区紫野徳大寺町 67番地の43	京都市北区紫野徳大寺町 67番地の74
大江町町内会	京都市下京区東洞院通松 原下ル大江町550番	京都市下京区東洞院通松 原下る大江町538番地 の4

(文化市民局地域自治推進室)